

障害の等級が変更になった場合の主な手続き（地域センターで受付可能なもの）

☆等級が上がった場合

令和元年12月現在

確認欄	手続き内容	対 象	窓口	手続きに必要な物	担当課
	特別児童扶養手当の額改定請求（増額）	特別児童扶養手当対象障害児の障害程度が増進した場合	地域センター	診断書（指定様式。2か月以内のもの）、受給者の印鑑、身体障害者手帳・療育手帳（お持ちの場合）、特別児童扶養手当証書、その他必要な書類 【注1 障害程度が重度になり、診断書を添えて額改定請求した場合でも、特別児童扶養手当における判定結果が重度障害（1級）に該当しない場合は増額されません。】 【注2 増額は額改定請求日の属する月の翌月分からとなります。】 【注3 身体障害者手帳または療育手帳の等級（判定）により、障害程度が確認できる場合は、当該手帳の写しをもって診断書に代えることができる場合があります。】	子育て支援課 （電話095-829-1270） 詳細についてはお尋ねください
	特別児童扶養手当の認定請求（新規）	特別児童扶養手当を受給されていない方で、障害児が特別児童扶養手当の障害程度に該当することとなったとき	地域センター	請求者と対象障害児の戸籍謄本、診断書（指定様式。2か月以内のもの）、請求者名義の預金通帳、印鑑、身体障害者手帳・療育手帳（お持ちの場合）、請求者・対象障害児・同居の扶養親族等のマイナンバーカード（または通知カード）、その他必要な書類 【注1 手当の支給開始月は、認定請求日の属する月の翌月からとなります。】 【注2 身体障害者手帳または療育手帳の等級（判定）により、障害程度が確認できる場合は、当該手帳の写しをもって診断書に代えることができる場合があります。】 【注3 マイナンバーの提供を受けるため、窓口で申請手続きをされる方の身分証明書が必要です。】	
	福祉医療の新規認定または等級変更 （生活保護世帯、被爆者健康手帳所持者及び子ども福祉医療対象者を除く）	身体障害者手帳 4・5・6級 ⇒1・2・3級	地域センター	【新規認定手続】 障害者手帳、保険証、通帳、印鑑（認印可）（同世帯及び扶養義務者の方の印鑑）、個人番号（マイナンバー）が確認できるもの	障害福祉課 （電話 095-829-1141） 詳細についてはお尋ねください
療育手帳 B2⇒A1・A2・B1					
精神障害者保健福祉手帳 2・3級⇒1級		【等級変更手続】 福祉医療受給者証（償還払）、障害者手帳、印鑑（認印可）			
身体障害者手帳 3級⇒1・2級					
	療育手帳 B1⇒A1・A2				

確認欄	手続き内容	対 象	窓口	手続きに必要な物	担当課
	パーキング パーミット (身障者用駐車 場の利用証)の 交付	療育手帳 B 1・B 2⇒A 1・A 2、 ※身体障害者手帳の方は 障害内容により対象等級 が異なります	地域 セン ター	障害者手帳	障害福祉課 (電話 095- 829-1141) 詳細について はお尋ねくだ さい
	NHK受信料 半額免除	世帯主が、身体障害者手 帳 1・2 級、療育手帳 A 1・A 2、精神障害者保 健福祉手帳 1 級のいずれ かをお持ちで受信契約者 本人	地域 セン ター	印鑑(認印可)、障害者手帳 ※手帳をお持ちの方の世帯全員が市民税 非課税の場合は全額免除対象	
	有料道路割引 登録 (現金利用・ E T C利用)	療育手帳 B 1・B 2⇒A 1・A 2 ※障害者本人以外が運転 して、障害者本人が同乗 する場合	地域 セン ター	療育手帳、車検証 E T C利用の場合は、E T Cカード(20 歳以上は障害者本人名義、20 歳未満は保 護者名義)、車載器の管理番号(セットア ップ申込書兼証明書など)の提示	
	青い鳥郵便 はがきの無 償配布 (4月1日～ 5月31日)	身体障害者手帳 1・2 級、 療育手帳 A 1・A 2	地域 セン ター	障害者手帳 ※青い鳥のデザインをした郵便はがき(1 人 20 枚)を日本郵便(株)が無料で配布	
	交通費助成	70 歳未満で 身体障害者手帳 1・2・3 級 【福祉タクシー】 在宅の長崎市民で、 ①身体障害者手帳 1・2 級で車いすを常に使用 ②療育手帳 A 1・A 2・A ③視覚障害 1 級の方は所 得税非課税などの条件が ありますのでお尋ねくだ さい	地域 セン ター	窓口で身体障害者手帳交付の際に交通券 引換用ハガキを作成 ※当該年度 70 歳到達の場合は、高齢者分 のハガキを 4 月に送付してあるので重複し て交付はできません。 障害者手帳、印鑑(認印可)、個人番号(マ イナンバー)カードまたは通知カード	
	避難行動要支 援者登録	在宅で、 身体障害者手帳 1・2 級、 療育手帳 A 1・A 2、 精神保健福祉手帳 1 級を 所持し、避難所まで自力 避難が困難な方	地域 セン ター	障害者手帳 ※介護保険で既に要支援の認定を受け、高 齢者すこやか支援課で登録された方の登録 は不要 ※個人情報自治会、民生委員、消防団など の地域の支援者に提供するため本人の同意 が必要です	

確認欄	手続き内容	対 象	窓口	手続きに必要な物	担当課
	心身障害者 扶養共済 (障害者の保護 者が加入し、残 された障害者の 方に終身一定の 年金を支給する 長崎県の制度)	身体障害者手帳 1・2・3級 ※療育手帳・精神手帳所持 者は全等級該当 ※加入する保護者が65 歳未満で特別の疾病また は障害が無く、生命保険に 加入できる健康状態の方	地域 セン ター	障害者手帳などの障害の種類や程度を証 明する書類、年金管理者指定届(障害のあ る方が年金を管理することが困難なと き)、住民票謄本(続柄あり)の原本(保 護者、障害者、年金管理者分)、印鑑(認 印可)	障害福祉課 (電話 095- 829-1141) 詳細について はお尋ねくだ さい
	日常生活用具 の給付	在宅の障害者(児) ただし、物品のうち、スト マ用装具・紙おむつ・人工 鼻は在宅以外も可 ※購入前に申請が必要	地域 セン ター	見積書、カタログ(あれば)、印鑑(認印 可)、医師の意見書(紙おむつ:毎年度初 回のみ、頭部保護帽:オーダーメイド、ネ ブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器 の場合)、個人番号(マイナンバー)	
	自動車改造費 助成 (既存の自動 車の改造に要 する費用に対 する助成金)	身体障害者手帳1・2級 (上肢、下肢、体幹機 能障害) ※本人が所有し、本人が 運転するもの ※過去6年以上当該制度 の使用がないこと ※改造前に申請が必要	地域 セン ター	見積書(原本)、運転免許証、所得課税証 明書(世帯全員のうち、収入がある方の分 のみ)、身体障害者手帳、車検証(写)(新 車改造の場合は完了届時に提出)、印鑑(認 印可)	
	運転免許取得 費助成	身体障害者手帳 1・2・3・4級 ※就労や就学など社会生 活上の必要性から運転免 許取得希望の場合に、教習 料・検定料等に要する費用 に対する補助金 ※入校前に申請が必要	地域 セン ター	身体障害者手帳、印鑑(認印可)、事業計 画書、収支予算書、運転適性相談結果票 (写)(内部障害者は不要)、施設長の意見 書(施設入所者のみ)、在学証明書(市外 居住の学生のみ)、源泉徴収票(写)(世帯 全員のうち、収入がある方の分のみ)	

☆等級が下がった場合

確認欄	手続き内容	対 象	窓口	手続きに必要な物	担当課
	特別児童扶養 手当の額改定 届(減額)また は資格喪失届	特別児童扶養手当対象障 害児の障害程度が軽減し た場合	地域 セン ター	診断書(指定様式。2か月以内のもの)、 受給者の印鑑、身体障害者手帳・療育手帳 (お持ちの場合)、特別児童扶養手当証書、 その他必要な書類 【注 減額は額改定届の事由発生年月日の 属する月の翌月分からとなります。】	子育て支援課 (電話095- 829-1270) 詳細について はお尋ねくだ さい
	福祉医療の資 格喪失または 等級変更 (生活保護世 帯、被爆者健康 手帳所持者及 び子ども福祉 医療対象者を 除く)	身体障害者手帳 1・2・3級 ⇒4・5・6級 療育手帳 A1・A2・B1⇒B2 精神障害者保健福祉手帳 1級⇒2・3級 身体障害者手帳 1・2級⇒3級 療育手帳 A1・A2⇒B1	地域 セン ター	【資格喪失手続】 福祉医療受給者証、障害者手帳、印鑑(認 印可) 【等級変更手続】 福祉医療受給者証(現物給付)、障害者手 帳、印鑑(認印可)	障害福祉課 (電話095- 829-1141) 詳細について はお尋ねくだ さい
	パーキング パーミット (身障者用駐車 場の利用証)の 返還	療育手帳 A1・A2⇒B1・B2 ※身体障害者手帳の方は 障害内容により対象等級 が異なります	地域 セン ター	パーキングパーミット、障害者手帳	